

証券コード 3194
平成27年5月12日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
株式会社キリン堂ホールディングス
代表取締役社長 寺 西 豊 彦

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年5月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクO S A K A 5階「カナーレ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第1期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第1期（平成26年8月18日から平成27年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬等の額承認の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬等の額承認の件 |

以 上

-
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ir.kirindo-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会終了後、同会場において会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、平成26年8月18日に単独株式移転により株式会社キリン堂の完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社キリン堂の連結の範囲と実質的な変更はありません。

但し、株式会社キリン堂を含む従前の決算日が2月15日であった連結子会社は、当社の決算日が2月末日であることに伴い、一旦、決算日を11月15日に変更した上で、決算日を2月末日に変更しております。

以上より、当連結会計年度につきましては、当社は6ヶ月14日間（平成26年8月18日～平成27年2月28日）、株式会社キリン堂を含む従前の決算日が2月15日の連結子会社は12ヶ月13日間（平成26年2月16日～平成27年2月28日）、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。

このため、前期比較は実施しておりません。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和政策を背景に、全体として緩やかな回復基調で推移いたしましたが、消費税率引き上げの影響により個人消費に弱さが見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属するドラッグストア業界におきましては、徐々に回復傾向にはあるものの、消費税増税後の消費者の慎重な購買姿勢は続いており、業種・業態を越えた競争の激化も相まって、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「地域コミュニティの中核となるドラッグストアチェーン」の確立をスローガンに掲げ、商圈内のお客様にとって便利で買いやすい売場づくり、セルフメディケーションの受け皿となる「かかりつけ薬局」としての機能を高め充実させるなど、顧客第一主義の店づくりを推し進めております。

さらに、当社グループとして一層の企業価値向上を実現するため、これまで取り組んでまいりました一連の改革に続くステップとして、平成26年8月18日をもって、純粋持株会社「株式会社キリン堂ホールディングス」を設立し、純粋持株会社体制へ移行いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

＜小売事業＞

小売事業におきましては、既存店の活性化対策として当社の連結子会社である株式会社キリン堂が14店舗の改装を実施いたしました。また、平成26年4月より導入した「新ポイントカード」の入会促進活動並びに同カードを利用した販売促進活動等に努めたほか、ヘルス&ビューティケア商品のカウンセリング販売、PB商品の積極的な展開と販売強化に努めてまいりました。

上期におきましては、消費税増税前は駆け込み需要の寄与や処方箋調剤の売上が伸長するなど順調に推移しましたが、消費税増税後の駆け込み需要の反動や夏場の天候不順が響きました。

下期に入り、来店動機を高めるために販売促進を強化するほか、商品構成や売価設定の見直しを行ったことや、決算期変更（従前の決算日が2月15日であった連結子会社の決算日を2月末日に変更）の影響もあり、売上高は上期の落ち込みをカバーいたしました。

売上総利益率は、調剤部門の伸長に加え、ヘルス&ビューティケア商品のカウンセリング販売やPB商品の販売強化が功を奏しましたが、セグメント利益では、決算期変更に伴い、販売費及び一般管理費が増加した影響を受けました。

出退店状況におきましては、スーパードラッグストア10店舗、小型店1店舗の計11店舗を出店し、スーパードラッグストア8店舗、小型店1店舗、F C店舗1店舗の計10店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の当社グループ国内店舗数は、以下のとおり（合計328店舗）となりました。

	前 期 末	出 店	閉 店	フォーマット 転換等	当 期 末
スーパードラッグストア (内、調剤薬局併設型)	275 (28)	10 (-)	△ 8 (-)	0 (-)	277 (28)
小 型 店 (内、調剤薬局併設型) (内、調 剤 薬 局)	49 (5) (19)	1 (-) (-)	△ 1 (-) (-)	- (△ 1) (1)	49 (4) (20)
そ の 他 (内、調剤薬局併設型)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)
F C 店	2	-	△ 1	-	1
合 計	327	11	△ 10	-	328

この結果、小売事業の売上高は1,068億98百万円、セグメント利益は18億7百万円となりました。

<その他>

卸売事業におきましては、販売に注力し、コストコントロールに努めた結果、概ね堅調に推移いたしました。

医療コンサルティング事業におきましては、連結子会社である株式会社ソシオンヘルスケアマネージメントが営む在宅医療サポート事業において、平成26年度の在宅医療の診療報酬改定の影響を受けました。

また、海外事業におきましては、連結子会社であるBEAUNET CORPORATION LTD 及び同社子会社3社のほか、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司が中国で展開する店舗の売上寄与（同社の連結対象期間の出退店数：各1店舗、連結対象期間末の店舗数：3店舗）はあったものの、出店の先行費用等が増加いたしました。

この結果、その他の売上高は11億35百万円、セグメント損失は87百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,080億33百万円、営業利益9億52百万円、経常利益は14億37百万円、当期純利益は6億19百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額15億40百万円であり、その主なものは新規出店及び店舗改装に伴うものであります。

なお、これらの設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しております。

(3) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成26年11月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である香港法人のBEAUNET CORPORATION LTD（以下、「BEAUNET」という。）が中国法人の美悉商貿（上海）有限公司（以下、「美悉商貿」という。）の全持分を取得（事業統合）し子会社化することを承認いたしました。この承認に基づき、BEAUNETは平成26年12月17日に同社の持分を取得しております。

なお、BEAUNETは、当社の議決権所有割合は100分の50以下ですが、当社グループの支配力基準に基づき連結子会社としているため、美悉商貿は、当社の孫会社で特定子会社になります。

(4) 対処すべき課題

現在、超高齢社会への突入や生活習慣病の蔓延を背景に、生活者の健康・美容に対するニーズは一層高まっており、医療の一端を担うドラッグストアとして、より専門性の高い情報・サービスの提供拠点としての役割が期待されております。一方、ドラッグストア業界は、同業他社のみならず異業種を巻き込んだ価格競争、合併・提携が進み、今後競争がさらに激化することは必至であります。

こうした状況を踏まえ、当社グループは、狭小商圈内のお客様にとって便利で買いやすい売場づくり、セルフメディケーションの受け皿となる「かかりつけ薬局」としての機能を高め充実させるなど、魅力ある店づくりを推し進めております。さらに、その取り組みに続くステップとして、平成26年8月より持株会社体制をスタートさせており、グループとして一層の企業価値向上の実現に取り組むため、次の課題に全力で取り組んでまいります。

＜中期経営戦略の対処すべき課題＞

- ① 収益力の改善
 - ・ P B商品の育成と開発の推進
 - － ヘルス&ビューティの販売力及び開発力の強化
 - － 雑貨等の開発輸入の推進
- ② 経営効率向上と徹底したコストコントロール
 - ・ 効率的な人員配置
 - － アシスタントスタッフの業務範囲の拡張
 - ・ 経費削減の推進
 - ・ 不採算店のスクラップ&ビルド
- ③ 新規出店による売上高成長
 - ・ 関西地区への継続出店
 - ・ 新店の早期立ち上げ
 - ・ 薬剤師の採用及び育成
 - ・ M&Aやアライアンスの検討

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第1期(当期) (平成27年2月期)
売 上 高(百万円)	108,033
経 常 利 益(百万円)	1,437
当 期 純 利 益(百万円)	619
1株当たり当期純利益	54円68銭
総 資 産 額(百万円)	44,798
純 資 産 額(百万円)	12,290

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 キ リ ン 堂	100百万円	100.00	ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売
株 式 会 社 健 美 舎	20百万円	100.00	健康食品・医薬品の製造販売
株式会社ソシオンヘルスケア マネージメント	98百万円	70.04	医療分野、介護事業のコンサルティング、マネージメント等
麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司	225百万円	100.00	健康食品・日用雑貨等の輸出入
忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司	350百万円	100.00	中国国内でのヘルス&ビューティケア商品等の卸・小売業等
BEAUNET CORPORATION LTD	46,369千 香港ドル	33.45	中国向け美容関連事業などを営む「璞優（上海）商貿有限公司」「上海美優文化伝播有限公司」「美悉商貿（上海）有限公司」を統括する香港を本社とする持株会社
そ の 他 3 社	—	—	—

(注) BEAUNET CORPORATION LTDに対する当社の議決権比率は100分の50以下ですが、当社グループの支配力基準に基づき総合的に判断した結果、当該企業グループ各社を連結子会社として連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売事業等を営む子会社の経営管理、並びにこれに付帯又は関連する事業

(8) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 店 大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号

本 部 大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号

② 子 会 社

株式会社キリン堂

本 店 大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号

本 部 大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号

直 営 店 全国 327 店舗

株式会社健美舎

本 店 大阪府吹田市広芝町 9 番 28 号

本 部 大阪府吹田市広芝町 9 番 28 号

工 場 大阪府吹田市南吹田五丁目 9 番 1 号

株式会社ソシオンヘルスケアマネジメント

本 店 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

本 部 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司

本 店 中国（上海）自由貿易試験区加太路 29 号 2 号楼西部 601－A09 室

忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司

本 店 江蘇省常州市江蘇武進經濟開發区蘭香路 16 号

BEAUNET CORPORATION LTD

本 店 1001 Admiralty Centre Tower I, 18 Harcourt Road, Hong Kong

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,496名	—

- (注) 1.従業員数には、嘱託80名及び臨時雇用者2,188名（期中平均人員）は含めておりません。
2.当社は平成26年8月18日に単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,953 百万円
株式会社みずほ銀行	2,117
株式会社三井住友銀行	1,841

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 11,332,206 株

(2) 株主数 4,721 名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
康有株式会社	1,789千株	15.78%
キリン堂協栄会持株会	1,238	10.92
寺西豊彦	690	6.09
寺西俊幸	690	6.08
キリン堂ホールディングス社員持株会	623	5.50
寺西忠幸	554	4.89
寺西貞枝	543	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	150	1.32
金子由起子	137	1.21
ゼリア新薬工業株式会社	102	0.90

（注） 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式を保有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺西忠幸	株式会社麒麟堂 代表取締役会長 麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司 董事長 忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司 董事長
代表取締役社長 執行役員	寺西豊彦	株式会社麒麟堂 代表取締役社長
専務取締役 執行役員 人事企画部長	井村登	株式会社麒麟堂 専務取締役
常務取締役 執行役員 財務経理部長	熊本信寿	株式会社麒麟堂 常務取締役
取締役 執行役員 海外事業部長	平野政廣	麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司 総経理 忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司 総経理
取締役 執行役員 総務部長	小川賢人	株式会社麒麟堂 取締役
取締役 執行役員 経営企画部長兼 関係会社管理室長兼 情報システム部担当	小林剛久	株式会社麒麟堂 取締役
常勤監査役	塩飽利男	株式会社麒麟堂 常勤監査役
監査役	渡部一郎	株式会社麒麟堂 監査役 弁護士 (渡部一郎法律事務所)
監査役	土谷昭弘	株式会社麒麟堂 監査役 税理士 (土谷昭弘税理士事務所)

- (注) 1. 監査役渡部一郎氏及び監査役土谷昭弘氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役塩飽利男氏及び監査役土谷昭弘氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役塩飽利男氏は、株式会社麒麟堂の管理部（現財務経理部）に平成8年5月から平成15年5月まで在籍し、決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しておりました。
 - ・監査役土谷昭弘氏は、税理士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7 名	81 百万円
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	7 (1)
合 計	10	89

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は、定款附則第2条において総額150百万円以内と定めております。
3. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査役の報酬等は、定款附則第2条において総額25百万円以内と定めております。

(3) 社外役員に関する事項

監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

なお、監査役渡部一郎氏及び監査役土谷昭弘氏は株式会社キリン堂の社外監査役を兼務しており、株式会社キリン堂の株式数の100%を当社が保有しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（6回開催）	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
監 査 役 渡 部 一 郎	9 回	100%	6 回	100%
監 査 役 土 谷 昭 弘	9	100	6	100

・取締役会における発言状況

監査役渡部一郎氏は、主に法律的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。

監査役土谷昭弘氏は、主に税務的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。

・監査役会における発言状況

監査役渡部一郎氏及び土谷昭弘氏は、監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人が法令に違反又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。又、会計監査人が法令に違反又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを取締役会へ請求することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、次のとおり取締役会において決議し、これに基づき社内体制の整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関する規程を新たに制定し、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。又、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設け、同委員会の委員長は当社のコンプライアンス担当取締役とする。
- ・コンプライアンス委員会は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンスに対する取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に役職員教育等を行う。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ・法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する事項

- ・当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を新たに制定し、リスクカテゴリー毎にリスク管理担当部署を定めるとともに、当社グループのリスク管理活動を統括する機関としてリスク管理委員会を設置し、同委員会の委員長は当社のリスク管理担当取締役とする。
- ・リスク管理委員会は、リスク管理担当部署から、定期的にリスク管理の状況に関する報告を受け、当社グループのリスク管理全般に関する事項の検討、決定等を行う。
- ・リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

- ・リスク管理委員会は、当社グループのリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理体制の見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るものとする。業務担当取締役は、この目標達成に向けて実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ・ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ・当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は、同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。又、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況、その他必要な重要事項を速やかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当な要求行為に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、弁護士等外部の専門機関と連携を築く。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、継続的・安定的な配当を行うとともに、将来の事業展開に備えて内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

当社の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨を定款に定めております。

なお、当社は、平成26年8月18日付で単独株式移転により株式会社麒麟堂の完全親会社として設立され、同日付で当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。そのため、当期は設立間もないことから中間配当を見送り、期末に一括で配当させて頂くことといたしました。

つきましては、株主の皆様の日頃の感謝の意を表するとともに、当社が設立されたことに加えて、平成27年5月に株式会社麒麟堂が創業60周年を迎えることに鑑み、期末配当において、1株当たり5円の記念配当を実施させて頂くことといたしました。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき25円（配当総額283百万円）、配当金の支払日（効力発生日）は、平成27年5月29日とすることを、平成27年4月14日開催の取締役会において決定させて頂きました。

連結貸借対照表

(平成27年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,517	流 動 負 債	22,285
現 金 及 び 預 金	6,875	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,032
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,476	電 子 記 録 債 務	5,388
た な 卸 資 産	14,042	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,879
繰 延 税 金 資 産	202	賞 与 引 当 金	373
そ の 他	2,920	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	4
固 定 資 産	19,280	そ の 他	2,606
有 形 固 定 資 産	9,347	固 定 負 債	10,223
建 物 及 び 構 築 物	7,909	長 期 借 入 金	7,394
土 地	691	資 産 除 去 債 務	1,108
そ の 他	746	そ の 他	1,719
無 形 固 定 資 産	1,322	負 債 合 計	32,508
の れ ん	1,105	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	216	株 主 資 本	12,071
投 資 そ の 他 の 資 産	8,611	資 本 金	1,000
投 資 有 価 証 券	258	資 本 剰 余 金	5,460
長 期 貸 付 金	1,989	利 益 剰 余 金	5,612
繰 延 税 金 資 産	1,682	自 己 株 式	△0
敷 金 及 び 保 証 金	4,096	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	51
そ の 他	1,017	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	44
貸 倒 引 当 金	△433	為 替 換 算 調 整 勘 定	7
資 産 合 計	44,798	少 数 株 主 持 分	166
		純 資 産 合 計	12,290
		負 債 純 資 産 合 計	44,798

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		108,033
売上原価		78,896
売上総利益		29,137
販売費及び一般管理費		28,185
営業利益		952
営業外収益		
受取情報処理料	408	
受取賃料	381	
その他の	258	1,048
営業外費用		
支払利息	101	
支払費用	352	
その他の	108	562
経常利益		1,437
特別利益		
投資有価証券売却益	55	
のれん発生益	118	
その他の	0	174
特別損失		
固定資産除却損	55	
減損損失	184	
その他の	32	272
税金等調整前当期純利益		1,339
法人税、住民税及び事業税	701	
法人税等調整額	9	710
少数株主損益調整前当期純利益		628
少数株主利益		8
当期純利益		619

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年 3 月 1 日から）
（平成27年 2 月28日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,237	3,223	5,105	△0	11,565
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△113	－	△113
当 期 純 利 益	－	－	619	－	619
株 式 移 転 に よ る 増 減	△2,237	2,237	－	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	△2,237	2,237	506	－	506
当 期 末 残 高	1,000	5,460	5,612	△0	12,071

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	73	38	112	124	11,802
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△113
当 期 純 利 益	－	－	－	－	619
株 式 移 転 に よ る 増 減	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△29	△30	△60	41	△18
連結会計年度中の変動額合計	△29	△30	△60	41	487
当 期 末 残 高	44	7	51	166	12,290

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 9 社

連結子会社の名称

(株)キリン堂、(株)健美舎、(株)ソシオンヘルスケアマネジメント、麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司、BEAUNET CORPORATION LTD、上海美優文化伝播有限公司、璞優（上海）商貿有限公司、美悉商貿（上海）有限公司

当連結会計年度に新たな持分の取得により美悉商貿（上海）有限公司がBEAUNET CORPORATION LTDの子会社となり、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の名称

(株)キリンドウベスト

連結の範囲から除いた理由

(株)キリンドウベストは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

(株)キリンドウベスト

持分法を適用しない理由

(株)キリンドウベストは小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ソシオンヘルスケアマネジメント、麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司、BEAUNET CORPORATION LTD、上海美優文化伝播有限公司、璞優（上海）商貿有限公司、美悉商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、上記各社とも連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、従前の決算日が2月15日であった連結子会社の(株)キリン堂及び(株)健美舎は、当社の決算日が2月末日であることに伴い、一旦、決算日を11月15日に変更した上で、決算日を2月末日に変更いたしました。この変更により、当連結会計年度は、平成26年2月16日から平成27年2月28日までの12ヶ月13日間を連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

営業店内の商品…………… 売価還元法による低価法によっております。

ただし、調剤薬品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他のたな卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………主として定率法によっております。
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く) については、定額法によっ
ております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 8年～50年
- ② リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とす
(所有権移転外ファイナンス・る定額法を採用しております。なお、所有権移転
リース取引に係るリース資産) 外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引
開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開
始前のリース取引については、通常の賃貸借取引
に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権
については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特
定の債権については個別に回収可能性を検討し、
回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与支給に
備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額
を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉鎖に係る損失の発生に備えるため、当連結
会計年度末において将来発生すると見込まれる額
を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金
- ③ ヘッジ方針…………… 原則として、ヘッジ対象と高い有効性があるとみなされるヘッジ手段を個別対応させて行っております。借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の社内審議、決裁手続を経て実施しております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法…………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、7～10年間の均等償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合については、発生年度に一括償却を行っております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

商品及び製品	13,903百万円
未着商品	77百万円
原材料及び貯蔵品	62百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …… 14,052百万円

3. 連結会計年度末日満期手形等の処理について

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
当連結会計年度末日満期手形等は次のとおりであります。

支払手形	18百万円
電子記録債務	487百万円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	11,332,206株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成26年8月18日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は完全子会社である株式会社キリン堂の株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 定時株主総会	普通株式 (株式会社キリン堂)	113	10.0	平成26年2月15日	平成26年5月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年4月14日 取締役会	普通株式	283	利益剰余金	25.0	平成27年2月28日	平成27年5月29日

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、投資信託、国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、その返済日は決算日後、最長で7年7ヵ月であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。又、一部の借入金には財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触した場合は、一括返済を求められる可能性があります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金については、債権管理規程、リスク管理規程並びに経理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理は当社財務経理部が行っており、取引は全て事前に当社の取締役会において検討の上、実施することとしております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに借入金は流動性リスクに晒されております
が、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動
性の維持などにより流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,875	6,875	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,476	1,476	—
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	100	0
②その他有価証券	133	133	—
(4) 長期貸付金（※1）	2,267		
貸倒引当金（※2）	△188		
	2,078	2,231	153
(5) 敷金及び保証金	4,048	3,914	△133
資産計	14,710	14,731	20
(1) 支払手形及び買掛金	11,032	11,032	—
(2) 電子記録債務	5,388	5,388	—
(3) 長期借入金（※3）	10,274	10,306	32
負債計	26,695	26,727	32
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

（※1）このうち277百万円については、流動資産の「その他」に計上しております。

（※2）長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価については、株式及び投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 長期貸付金
これらの時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 敷金及び保証金
これらの時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
これらの時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(3)長期借入金参照）

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	4
関係会社株式	20
敷金及び保証金	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」、「(5) 敷金及び保証金」には含めておりません。

V 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,069円97銭
1 株当たり当期純利益	54円68銭

VI その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
大阪府大阪市他	店舗	建物及び構築物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。ただし、小売事業を営んでいない連結子会社については、原則として各社を1つの資産グループとしております。

その結果、市場価格の著しい下落又は収益性の悪化により、回収可能価額が帳簿価額を下回った上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（184百万円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物及び構築物	162 百万円
有形固定資産（その他）	21
無形固定資産（その他）	0
計	184

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～30年と見積り、割引率は0.3%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,061 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	54
時の経過による調整額	13
資産除去債務の履行による減少額	△12
期末残高	<u>1,117</u>

3. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(連結子会社による持分取得)

当社は、平成26年11月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である香港法人のBEAUNET CORPORATION LTD（以下、「BEAUNET」という。）が中国法人の美悉商貿（上海）有限公司（以下、「美悉商貿」という。）の全持分を取得（事業統合）し子会社化することを承認いたしました。この承認に基づき、BEAUNETは平成26年12月17日に同社の持分を取得しております。

なお、BEAUNETは、当社の議決権所有割合は100分の50以下ですが、当社グループの支配力基準に基づき連結子会社としているため、美悉商貿は、当社の孫会社で特定子会社になります。

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日の、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 美悉商貿（上海）有限公司

事業の内容 化粧品及び化粧用具等の卸売り

② 企業結合を行った主な理由

BEAUNETは、事業コンセプトである日本の化粧品メーカーの中国市場アクセスのプラットフォーム化を推し進めており、その強みは、ソフト面であるプロデュース力とハード面である化粧品取扱量及びブランド数の多さにあります。

一方、持分を取得する美悉商貿は、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスグループの社内カンパニーのひとつであるBCLカンパニー（基礎化粧品、メイクアップ化粧品、医薬部外品等の開発・製造・販売事業を営む）の中国事業展開のための現地法人であります。

この度の美悉商貿の持分取得による事業統合により、BEAUNETグループがBCLブランドの販売基盤を引き継ぎ、中国総代理店となることで、業容の拡大とともに日本の化粧品メーカーの中国市場アクセスのプラットフォーム化を更に進めることに資するものと判断したためであります。

③ 企業結合日

平成26年12月17日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

⑤ 取得した持分比率

取得後の持分比率 100%

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるBEAUNETが、現金を対価として持分を取得したことにより
ます。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
被取得企業の業績は含まれておりません。

- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	100百万円
取得に直接要した費用	—
取得原価	100

- (4) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれん発生益の金額 118百万円
② 発生原因 受け入れた資産及び引き受けた負債の純額
が出資金の取得原価を上回ったため、その
差額を負ののれん発生益として処理してお
ります。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	266百万円
固定資産	6
資産合計	272
流動負債	54百万円
固定負債	0
負債合計	54

- (6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結
損益計算書に及ぼす影響の概算額
当影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

共通支配下の取引等

(純粋持株会社の設立)

1. 取引の概要

平成26年3月31日開催の株式会社キリン堂取締役会及び平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂第56期定時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社キリン堂ホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、平成26年8月18日に設立いたしました。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称	株式会社キリン堂
事業の内容	ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売事業等を営む子会社の経営管理、並びにこれに付帯又は関連する事業

(2) 企業結合日

平成26年8月18日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式会社キリン堂ホールディングス

(5) 企業結合の目的

当社グループの属するドラッグストア業界では、お客様の低価格志向・節約志向が継続する中、業種・業態を越えた競争の激化も相まって厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループとして一層の企業価値向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化を図ることが不可欠であります。このため、これまで取り組んでまいりました一連の改革に続くステップとして、純粋持株会社体制へ移行いたしました。

当社ではグループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分及び子会社の業務執行に関する監督機能を担います。また、子会社各社のミッションを明確にするとともに、グループ内事業間のシナジー効果の追求や他社とのアライアンスによる事業の再編などによって、グループ全体としての経営効率を高め、グループ外取引の拡大、新たな事業機会の創出などを通じた成長力の強化を図ってまいります。

当社グループは、純粋持株会社体制のもと、グループ全体で一丸となってお客様第一の営業活動を展開し、競争力、収益力の強化による企業価値の向上を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（現物配当による子会社の異動）

平成26年10月8日開催の株式会社キリン堂（以下、「キリン堂」という。）臨時株主総会において、剰余金の配当としてキリン堂保有の子会社株式等を当社に現物配当することを決議し、平成26年10月9日に実施いたしました。これにより、当社は孫会社の株式等を取得することとなり、子会社の直接保有に係る異動が生じております。

1. 取引の概要

（1）子会社の現物配当（組織再編）の理由

当社グループは、平成26年8月18日付で単独株式移転により持株会社体制へ移行し、グループ全体の経営戦略の策定、グループ各社の採算性と事業責任の明確化を図るとともにグループ内事業間のシナジー効果の追求により、グループ全体の企業価値向上を目指しております。

その取り組みの一環として、当社の完全子会社であるキリン堂は、剰余金の配当として同社保有の子会社株式等を当社へ現物配当（適格現物分配）することを決議いたしました。

これにより、当社は、孫会社4社（株式会社健美舎、株式会社キリンドウベスト、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司及びBEAUNET CORPORATION LTD）のキリン堂が保有する全株式及び出資持分を取得し、これら4社は当社の直接保有の子会社に該当することになりました。

（2）キリン堂の剰余金の処分について

キリン堂は、その他利益剰余金を原資として、剰余金の配当（現物配当）を実施いたしました。

1. 当社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

当社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産（出資金、普通株式及び優先株式）であり、配当金支払額はキリン堂の直前の帳簿価額とし、以下のとおりとなります。

会社名	配当財産の種類	株式数	帳簿価額
株式会社健美舎	普通株式	40,000株	26 百万円
株式会社キリンドウベスト	普通株式	20株	20 百万円
忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司	出資金	—	350 百万円
BEAUNET CORPORATION LTD	普通株式	19,207,758株	47 百万円
	優先株式	38,000,000株	106 百万円
合計			550 百万円

2. 配当財産の割り当てに関する事項

キリン堂の臨時株主総会開催時点において議決権割合の100%を有する株主である当社に対して、配当財産のすべてが割り当てられました。

3. 剰余金の配当効力発生日

平成26年10月9日（木）

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、現物配当により取得した当該子会社の株式については、これまで保有していた株式会社キリン堂の株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理しております。

なお、これにより、損益に与える影響はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,782	流 動 負 債	490
現 金 及 び 預 金	2,328	賞 与 引 当 金	5
そ の 他	454	そ の 他	485
固 定 資 産	13,453	固 定 負 債	3,242
無 形 固 定 資 産	0	長 期 借 入 金	3,242
そ の 他	0	負 債 合 計	3,732
投 資 そ の 他 の 資 産	13,452	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	11,628	株 主 資 本	12,503
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,373	資 本 金	1,000
そ の 他	450	資 本 剰 余 金	10,978
資 産 合 計	16,236	資 本 準 備 金	250
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,728
		利 益 剰 余 金	524
		そ の 他 利 益 剰 余 金	524
		繰 越 利 益 剰 余 金	524
		純 資 産 合 計	12,503
		負 債 純 資 産 合 計	16,236

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(平成26年 8 月18日から
平成27年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営 業 収 益					785
営 業 費 用					243
営 業 利 益					541
営 業 外 収 益					
受 取 利 息			13		
そ の 他			2		16
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			10		
借 入 手 数 料			14		
創 立 費			7		32
経 常 利 益					525
税 引 前 当 期 純 利 益					525
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1		1
当 期 純 利 益					524

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年 8 月18日から)
(平成27年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	－	－	－	－
事業年度中の変動額				
株式移転による増加	1,000	250	10,728	10,978
当 期 純 利 益	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	1,000	250	10,728	10,978
当 期 末 残 高	1,000	250	10,728	10,978

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	－	－	－	－
事業年度中の変動額				
株式移転による増加	－	－	11,978	11,978
当 期 純 利 益	524	524	524	524
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	524	524	12,503	12,503
当 期 末 残 高	524	524	12,503	12,503

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………	償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式……………	移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産……………	定額法によっております。
-------------	--------------

3. 引当金の計上基準

賞与引当金……………	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
------------	---

4. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………	金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象……………	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金
③ ヘッジ方針……………	原則として、ヘッジ対象と高い有効性があるとみなされるヘッジ手段を個別対応させて行っております。借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の社内審議、決裁手続を経て実施しております。
④ ヘッジの有効性評価の方法……………	金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	333百万円
短期金銭債務	7百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営 業 収 益	785百万円
	その他の営業取引高	71百万円
	営業取引以外の取引高	13百万円

IV 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	
賞与引当金	1百万円
その他	0
繰延税金資産小計	2
評価性引当額	△2
繰延税金資産合計	—

（固定の部）

繰延税金資産	
関係会社株式	814百万円
その他	8
繰延税金資産小計	822
評価性引当額	△822
繰延税金資産合計	—

V 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱キリン堂	所有 直接100% (被所有) 直接0.00%	経営指導、 役員の兼任、 資金の貸付 等	経営指導料の受取 (注) 1	216	—	—
				資金の貸付 (注) 2	1,660	長期貸付金 (注) 3	1,577
				受取利息 (注) 2	12	—	—
				債務被保証 (注) 4	3,324	—	—

- (注) 1. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 長期貸付金については、1年内返済予定の長期貸付金を含んでおります。なお、1年内返済予定の長期貸付金332百万円については、流動資産の「その他」に計上しております。
4. 銀行借入につき、債務保証を受けており、保証料は支払っておりません。
5. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,103円34銭
1株当たり当期純利益	46円30銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月13日

株式会社 キリン堂ホールディングス
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝 池 勉 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 睦 裕 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キリン堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月13日

株式会社 キリン堂ホールディングス
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝 池 勉 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 睦 裕 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの平成26年8月18日から平成27年2月28日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月14日

株式会社 キリン堂ホールディングス 監査役会
常勤監査役 塩 飽 利 男 ⑩
社外監査役 渡 部 一 郎 ⑩
社外監査役 土 谷 昭 弘 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

子会社の事業拡大を目的として、第2条（目的）に（68）号として「画廊の経営」を新設するとともに、法令の呼称変更に伴い（60）号を変更及び誤植につき（59）号の訂正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	定款変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
第2条 （目的）	第2条 （目的）
（1） ～ （58）（条文省略）	（1） ～ （58）（現行どおり）
（59） 有料老入ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業ならびに施設の運営および管理業務	（59） 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業ならびに施設の運営および管理業務
（60） 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	（60） 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
（61） ～ （67）（条文省略）	（61） ～ （67）（現行どおり）
（新設）	<u>（68） 画廊の経営</u>
<u>（68）</u> 前各号に関する事業への投資および融資	<u>（69）</u> 前各号に関する事業への投資および融資
<u>（69）</u> 前各号に付帯する一切の事業	<u>（70）</u> 前各号に付帯する一切の事業
第3条 ～ 第44条 （条文省略）	第3条 ～ 第44条 （現行どおり）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役2名を選任し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	テラニシ クズユキ 寺西 忠幸 (昭和4年3月1日生)	昭和30年5月 キリン堂薬局を開業 昭和33年3月 (株)キリン堂設立 代表取締役社長 平成15年9月 同社代表取締役会長 平成21年5月 同社代表取締役会長兼社長 平成22年5月 (株)ニッショードラッグ 代表取締役 平成24年5月 (株)キリン堂 代表取締役会長 平成24年9月 忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司 董事長（現任） 平成25年3月 麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司 董事長 平成26年8月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役会長（現任）	554,770株
2	テラニシ トヨヒコ 寺西 豊彦 (昭和32年11月5日生)	昭和57年3月 (株)キリン堂入社 昭和60年5月 同社取締役 平成2年9月 同社常務取締役 営業システム部長 平成4年9月 同社常務取締役 ドラッグストア事業部長 平成6年2月 同社常務取締役 商品部長 平成8年11月 同社常務取締役 人事総務部長 平成10年7月 同社常務取締役 ドラッグ運営部担当兼商品部担当 平成11年7月 同社代表取締役副社長 ドラッグ運営部担当 兼商品部担当 平成13年3月 同社代表取締役副社長 運営部統括兼商品部担当 平成15年9月 同社代表取締役社長 平成18年10月 (株)ジェイドラッグ 代表取締役社長 平成18年12月 (株)ニッショードラッグ 代表取締役 平成21年5月 (株)キリン堂 取締役副社長 平成21年10月 同社取締役 平成23年5月 同社取締役 新規事業担当 平成23年6月 同社常務取締役 国内営業担当兼新規事業担当 平成24年2月 同社常務取締役 営業本部長 平成24年5月 同社代表取締役社長（現任） 平成26年8月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役社長執行役員（現任）	690,320株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	イムラ ノボル 井村 登 (昭和32年8月24日生)	昭和 56 年 4 月 (株)三和銀行（現(株)三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成 4 年 4 月 (株)キリン堂入社 平成 12 年 9 月 同社経営企画部次長 平成 13 年 3 月 同社経営統括室長 平成 13 年 5 月 同社取締役 経営統括室長 平成 17 年 5 月 同社常務取締役 経営統括室長 平成 18 年 9 月 同社常務取締役 事業戦略室長 平成 21 年 6 月 同社専務取締役 平成 24 年 2 月 同社専務取締役 経営統轄本部長 平成 24 年 6 月 同社専務取締役 平成 26 年 6 月 同社専務取締役 人事教育部長（現任） 平成 26 年 8 月 (株)キリン堂ホールディングス 専務取締役執行役員 人事企画部長（現任）	13,500株
4	オオタケ ケンイチロウ 大武 健一郎 (昭和21年7月10日生)	昭和 45 年 5 月 大蔵省(現財務省) 入省 平成 8 年 7 月 同省 大阪国税局長 平成 9 年 7 月 同省 大臣官房審議官 平成 10 年 7 月 同省 国税庁次長 平成 13 年 7 月 財務省主税局長 平成 16 年 7 月 同省 国税庁長官 平成 17 年 7 月 商工組合中央金庫（現(株)商工組合中央金庫）副理事長 平成 20 年 4 月 大塚製薬(株) 顧問 平成 20 年 5 月 （認定NPO法人）ベトナム簿記普及推進協議会 理事長（現任） 平成 20 年 7 月 大塚ホールディングス(株) 代表取締役副会長 平成 26 年 12 月 (株)シイエム・シイ 取締役（現任）	一株
5	イノウエ マサヤス 井上 正康 (昭和20年12月23日生)	昭和 53 年 4 月 熊本大学医学部 講師(生化学) 昭和 55 年 9 月 アルバートアインシュタイン医科大学 客員准教授(内科学) 昭和 58 年 4 月 熊本大学医学部 助教授(生化学) 平成 元 年 9 月 米国タフツ大学医学部 客員教授(分子生理学) 平成 4 年 9 月 大阪市立大学大学院医学研究科 教授(生化学・分子病態学) 平成 23 年 3 月 大阪市立大学 定年退官 平成 23 年 4 月 大阪市立大学医学部 名誉教授（現任） 平成 25 年 4 月 健康科学研究所 所長（現任） 京都府立医科大学 特任教授（現任） 鈴鹿医療科学大学 客員教授（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺西豊彦氏は、寺西忠幸氏の長男であります。
3. 大武健一郎氏及び井上正康氏は、新任候補者であります。
4. 大武健一郎氏及び井上正康氏は、社外取締役候補者であります。
5. 大武健一郎氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識を有し、さらに、直接企業経営に關与した経験等を当社経営に反映していただくため、社外取締役に選任をお願いするものであります。
6. 井上正康氏は、大学教授としての長年の研究と専門的な知識、経験等を当社経営に反映していただくため、社外取締役に選任をお願いするものであります。
7. 大武健一郎氏及び井上正康氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 大武健一郎氏及び井上正康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役土谷昭弘氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	クロダ タカオ 黒田 隆夫 (昭和22年10月6日生)	昭和 45 年 4 月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行 昭和 63 年 1 月 同行 やまと高田支店支店長 平成 3 年 7 月 同行 都島支店支店長 平成 5 年 5 月 同行 一宮支店支店長 平成 7 年 1 月 同行 新大阪駅前支店支店長 平成 11 年 6 月 東洋テック(株) 取締役中央支店長 平成 13 年 11 月 同社 取締役営業本部副部長兼大阪営業部長 平成 15 年 3 月 同社 取締役営業開発部長 平成 16 年 2 月 同社 取締役営業開発部長兼金融法人部長 平成 19 年 5 月 テックビルサービス(株) 代表取締役社長 平成 26 年 4 月 (株)ハマキャスト 顧問（現任）	一株
2	ニシ ヤスヒロ 西 育良 (昭和23年6月25日生)	昭和 48 年 4 月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和 50 年 11 月 公認会計士登録 昭和 59 年 1 月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)退職 昭和 59 年 2 月 西育良公認会計士事務所開設 平成 11 年 11 月 西育良公認会計士事務所閉所 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 (現パートナー) 就任 平成 22 年 12 月 有限責任監査法人トーマツ退職 平成 23 年 1 月 西育良公認会計士事務所開設（現任）	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒田隆夫氏及び西育良氏は、社外監査役候補者であります。
3. 黒田隆夫氏は、金融機関や事業会社での経営者としての豊富な経験や幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 西育良氏は、公認会計士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場での意見を当社の監査体制に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 黒田隆夫氏及び西育良氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 黒田隆夫氏及び西育良氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額承認の件

当社の取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条において、会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの間につき、取締役の報酬等の額は150百万円以内と定められております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本総会終結後の当社の取締役の報酬等につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の状況を慎重に検討した結果、取締役の報酬等の額は年額150百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

また、現在の取締役は7名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 監査役の報酬等の額承認の件

当社の監査役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条において、会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの間につき、監査役の報酬等の額は25百万円以内と定められております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

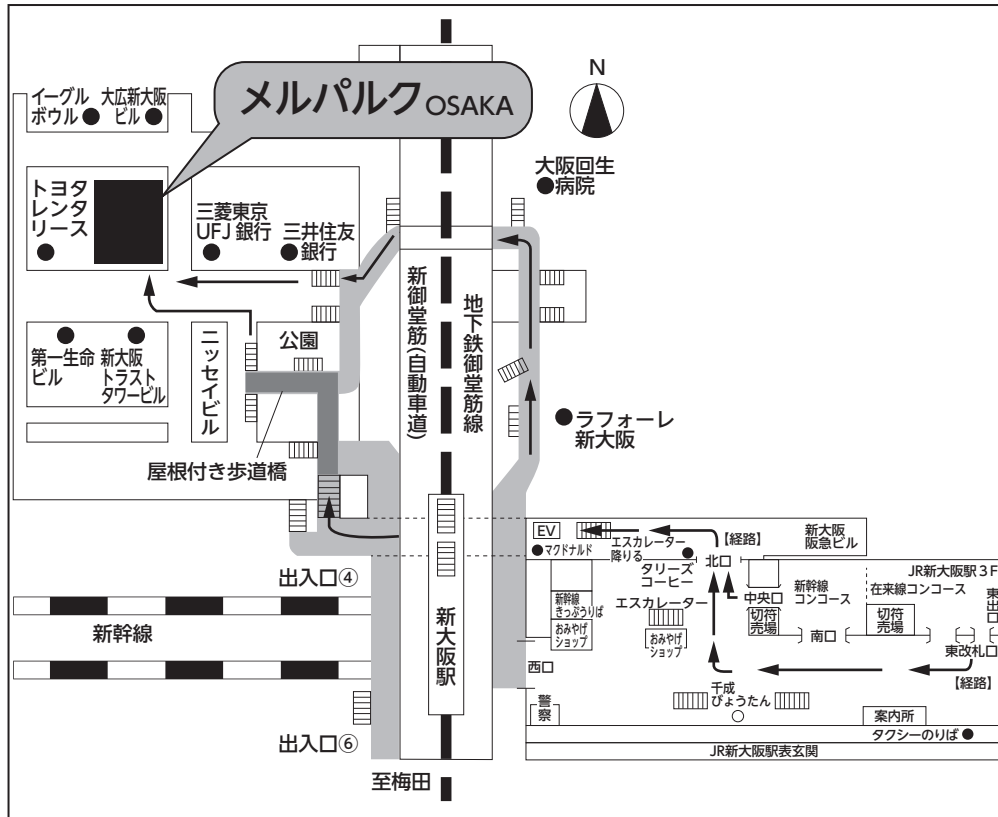
本総会終結後の監査役の報酬等につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の状況を慎重に検討した結果、監査役の報酬等の額は年額30百万円以内といたしたいと存じます。

また、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名（うち社外監査役3名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナール」
電話 06-6350-2111



[交通のご案内]

最寄駅 JR新大阪駅西口より徒歩約7分

地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分